

令和6年度  
八尾工場  
自家用電気工作物点検業務委託  
仕 様 書

履 行 期 限	令和6年12月25日
---------	------------

大阪広域環境施設組合

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1. 業務名称           | 令和6年度 八尾工場自家用電気工作物点検業務委託   |
| 2. 業務場所<br>及び事業担当 | 大阪広域環境施設組合 八尾工場<br>〒581-0851 大阪府八尾市上尾町7-1<br>電話：072-923-4226 FAX：072-997-9481  |
| 3. 業務内容           | 本業務は、大阪広域環境施設組合自家用電気工作物保安規程に基づき、上記業務場所の受変電設備等の点検業務を行うものであり、点検、試験、測定結果及び良否判定の報告書・写真等を1部作成し提出すること。   |
| 4. 標準仕様           | 本業務は、本仕様書及び図面に基づき実施すること。   |
| 5. 履行期限           | 令和6年12月25日   |
| 6. その他            | 1) 受注者は契約後速やかに主任技術者を定め、直ちに履行場所の事前調査を行うこと。<br>契約後の提出書類については、大阪広域環境施設組業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】を参照のこと。<br>なお、様式については本組合担当者又は本組合ホームページより入手すること。<br>(ホームページアドレス)<br><a href="https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html">https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html</a><br>2) 本業務のうち、点検及び試験は令和6年11月3日(日)に予定している施設内全停電日に実施し、全てを完了するものとする。<br>3) 停電及び復電操作は本組合担当者が行う。本点検業務は停電操作の後、本組合担当者の指示に従い開始する。また、復電後は本組合担当者立会にて点検箇所等に異常のないことを確認した上で、業務を完了すること。 |

4) 点検作業場所となる受変電室、中央制御室等の照明並びに試験用の仮設電源については、受注者が別途用意するものとする。

(目安は中央制御室に30kVA×1台、受・変電室に3kVA×3台程度)

5) 本業務に関する法令、条例および規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。

また、応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。

## 業 務 仕 様

### 1. 業務内容

本点検業務委託の業務内容は、以下に示す項目を実施する。

#### < 1 > 真空遮断器 (VCB) 点検・清掃

別紙「真空遮断器 (VCB) 点検リスト」に該当する各種遮断器の点検・清掃を行う。点検内容については下記項目を実施することとし、その他必要な項目を実施する。

##### 1) 外観・作動点検

損傷、腐食、発錆、車輪・フレームの損傷、インターロックバーの状態、バルブの損傷、操作回数計の記録・状態等を確認する。また、遮断器に付着した塵埃等を清掃する。

##### 2) 母線接続子点検

接触子の荒れ、スプリングの状態、弛み、過熱の形跡等を確認し、弛みがある場合は増締めする。

##### 3) 操作機構点検

投入機構、遮断機構、開閉表示窓等の状態やその他損傷の有無を確認する。また、手動又は電動による「入」「切」を行い、作動の良否並びに異常音、表示灯の点灯状態を確認する。

##### 4) 制御回路点検

配線の状態、ファストン端子、端子台、端子等の過熱について異常の有無を確認する。

##### 5) 各種試験

開閉特性試験、真空度試験、絶縁抵抗測定等各種遮断器に該当する試験を行い、管理値以内であることを確認する。

#### < 2 > 変圧器点検・清掃

別紙「特高変圧器点検機器リスト」、「高圧変圧器点検機器リスト」に該当する機器の点検・清掃を行う。点検内容については下記項目を実施すること

##### 1) 外観点検・清掃

本体及び各部の損傷、腐食、発錆、弛み、汚損、異音、異臭等の有無について確認すると共に各部の清掃を行う。

##### 2) 温度計

各温度表示の確認。ガラス表面のくもり、亀裂の有無等確認する。

##### 3) 各種試験

絶縁油特性試験（絶縁破壊電圧試験・全酸価試験・油中ガス分析）、巻線の絶縁抵抗測定等該当する試験を行う。

### < 3 > 高圧回路絶縁抵抗測定

別紙「高圧回路絶縁抵抗測定リスト」に従い、測定する。

試験電圧は1,000Vで行うこと。

### < 4 > 保護継電器作動試験

別紙「保護継電器試験リスト」に該当する保護継電器の試験を行う。試験内容については、下記各継電器項目、外観点検及びその他必要項目を行うものとする。

#### 1) 特高受電・特高2次関係保護継電器動作試験

##### (1) 過電流継電器試験

###### ① 最小動作電流測定試験

使用整定値における限時及び瞬時要素の最小動作電流を測定

###### ② 動作時間特性試験

使用整定値の200%, 300%, 500%, 1000%での動作時間を測定

###### ③ 遮断器連動試験

##### (2) 地絡過電流継電器試験

###### ① 最小動作電流測定試験

使用整定値における最小動作電流を測定

###### ② 動作時間特性試験

使用整定値の200%での動作時間を測定

###### ③ 遮断器連動試験

##### (3) 地絡方向継電器試験

###### ① 電圧—電流特性試験

使用整定値における位相角 $45^\circ$ 及び使用整定値の30%、位相角、 $45^\circ$ における動作電流を測定

###### ② 位相特性試験

使用整定値において電流10mAでの最大感度位相を測定

###### ③ 動作時間特性試験

使用整定値において電流6mA、位相角 $0^\circ$ の場合の動作時間を測定

###### ④ クリーピング動作試験

使用整定値の110%で動作しないことを確認

###### ⑤ 遮断器連動試験

##### (4) 比率差動継電器試験

###### ① 最小動作電流測定試験

使用整定値におけるDF要素、R2F要素、瞬時要素の最小動作電流を測定

###### ② 比率作動特性試験

流出電流100%、200%、300%の場合の差動電流を測定

###### ③ 動作時間特性試験

使用整定値においてDF要素300%、瞬時要素200%の動作時間を測定

###### ④ 遮断器連動試験

##### (5) 地絡過電圧継電器試験

###### ① 最小動作電圧測定試験

使用整定値の±7%における最小動作電圧を測定

② 動作時間特性試験

使用整定値の150%, 200%, 300%, 400%での動作時間を測定

③ 遮断器連動試験

(6) 不足電圧継電器試験

① 最小動作電圧測定試験

使用整定値の±5%における最小動作電圧を測定

② 動作時間特性試験

使用整定値の0%, 50%, 80%, 140%での動作時間を測定

③ 遮断器連動試験

(7) 過電圧継電器試験

① 最小動作電圧測定試験

使用整定値の±5%、時限整定値1での最小動作電圧を測定

② 動作時間特性試験

使用整定値の120%, 130%, 140%, 150%での動作時間を測定

③ 遮断器連動試験

(8) 並列運転保護継電器①試験

A 不足電圧要素 (U・V・W相)

① 最小動作電圧測定試験

使用整定値における動作電圧を測定

② 動作時間測定試験

使用整定値において定格電圧から整定値の70%まで電圧降下する時間を測定

B 方向短絡要素 (U・V・W相)

(H要素)

① 最小動作電流測定試験

使用整定値における電圧50V、位相角0° の場合の最小動作電流を測定

② 位相特性測定試験

使用整定値における電圧50V、電流200%の場合の最小動作電流を測定

③ 動作時間測定試験

使用整定値において電圧50V、電流200%、位相角0° の場合の時間を測定

(UV要素)

④ 動作電圧測定試験

使用整定値における動作電圧を測定

C 不足周波数要素

① 使用整定値における動作周波数を測定

② 動作時間測定試験

使用整定値において定格周波数から整定値－1Hzまで周波数低下した時間を測定

D 過周波数要素

① 動作周波数測定試験

使用整定値における動作周波数を測定

② 動作時間測定試験

使用整定値において定格周波数から整定値+1Hzまで周波数上昇した時間を測定

③ 遮断器連動試験

(9) 並列運転保護継電器②試験

A 不足電圧要素 (U・V・W相)

① 最小動作電圧測定試験

使用整定値における動作電圧を測定

② 動作時間測定試験

使用整定値において定格電圧から整定値の70%まで電圧降下する時間を測定

B 不足周波数要素

① 使用整定値における動作周波数を測定

② 動作時間測定試験

使用整定値において定格周波数から整定値-1Hzまで周波数低下した時間を測定

③ 遮断器連動試験

2) タービン発電機関係保護継電器動作試験

(1) 複合型継電器試験

A 過電流継電器試験 R・T相

① 最小動作電流測定試験

使用整定値における時限及び瞬時要素の最小動作電流を測定

② 動作時間特性試験

使用整定値の200%, 300%, 500%, 1000%での動作時間を測定

B 地絡方向継電器試験

① 電圧-電流特性試験

使用整定値における位相角 $45^\circ$ 及び使用整定値の30%、位相角 $45^\circ$ における動作電流を測定

② 位相特性試験

使用整定値において電流10mAでの最大感度位相を測定

③ 動作時間特性試験

使用整定値において電流6mA、位相角 $0^\circ$ の場合の動作時間を測定

④ クリーキング動作試験

使用整定値の110%で動作しないことを確認

C 不足電圧継電器試験 R・S・T相

① 最小動作電圧測定試験

使用整定値の $\pm 5\%$ における最小動作電圧を測定

② 動作時間特性試験

使用整定値の0%, 50%, 80%, 140%での動作時間を測定

D 過電圧継電器試験

① 最小動作電圧測定試験

使用整定値の $\pm 5\%$ 、時限整定値1での最小動作電圧を測定

② 動作時間特性試験

使用整定値の120%, 130%, 140%, 150%での動作時間を測定

## E 逆電力継電器試験

### ① 最小動作電流測定試験

使用整定値における電力方向要素の最小動作電流を測定

### ② 最小動作電圧測定試験

使用整定値において瞬時要素の最小動作電圧を測定

### ③ 動作位相角測定試験

定格電圧における電流1A、5Aの場合の動作位相角、最大感度位相角を測定

### ④ 動作時間測定試験

使用整定値においてT要素の動作時間を測定

## F 不足周波数継電器試験

### ① 動作周波数測定試験

使用整定値の $\pm 0.05\text{Hz}$ での動作周波数を測定

### ② ロック電圧特性試験

使用整定値の $-0.5\text{Hz}$ におけるロック電圧を測定

## (2) 比率差動継電器試験 R・S・T相

### ① 最小動作電流測定試験

使用整定値における最小動作電流を測定

### ② 比率特性試験

抑制電流10A、20Aの場合の動作電流を測定

### ③ 動作時間特性試験

使用整定値において最小動作電流の500%の動作時間を測定

## (3) 直流継電器試験

### ① 最小動作電流測定試験

バー値が整定値の0%、20%、40%、60%、80%、100%の場合の最小動作電流を測定

## (4) 電圧平衡継電器試験 R-S・S-T・T-R相

### ① 動作値測定試験

使用整定値において $E_2=110\text{V}$ 、 $E_2=66\text{V}$ それぞれの場合のPR1動作電圧( $E_1$ )を各相について測定

使用整定値において $E_1=110\text{V}$ 、 $E_1=66\text{V}$ それぞれの場合のPR2動作電圧( $E_2$ )を各相について測定

### ② 位相測定試験

使用整定値において $E_2=110\text{V}$ 、位相角 $60^\circ$ 、 $120^\circ$ 、 $180^\circ$ 、 $240^\circ$ 、 $300^\circ$ の場合のPR1動作電圧( $E_1$ )をAB相について測定

使用整定値において $E_1=110\text{V}$ 、位相角 $60^\circ$ 、 $120^\circ$ 、 $180^\circ$ 、 $240^\circ$ 、 $300^\circ$ の場合のPR2動作電圧( $E_2$ )をAB相について測定

### ③ 動作時間特性試験

使用整定値においてAB相の $E_2=110\text{V}$ 、 $E_1=110\text{V}\rightarrow 12\text{V}$ 、 $\phi=0$ の場合のPR1動作時間を測定

使用整定値においてAB相の $E_1=110\text{V}$ 、 $E_2=110\text{V}\rightarrow 12\text{V}$ 、 $\phi=0$ の場合のPR2動作時間を測定

## (5) 界磁喪失継電器試験

① E-I特性測定試験

使用整定値における $I=1A$ 、 $\phi=270^\circ$  の場合のZFインピーダンス、 $E=110V$ の場合のZFインピーダンス、 $I=5A$ の場合のZBインピーダンスを測定

② 位相特性測定試験

使用整定値における $I=1A$ 、 $\phi=290^\circ$  の場合のZFインピーダンス、及びZBインピーダンスを測定

使用整定値における $I=1A$ 、 $\phi=250^\circ$  の場合のZFインピーダンス、及びZBインピーダンスを測定

③ タップ値特性測定試験

使用整定値における $I=1A$ 、 $\phi=270^\circ$  の場合のZFインピーダンス、及びZBインピーダンスを測定

## 真空遮断器 (VCB) 点検リスト

特高電気室 (1階)

No.	機 器 名	TAGNo.	製作会社	型 式	仕 様
1	2号誘引送風機1次遮断器	52F9M	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA
2	八尾市衛生処理場	52F	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA
3	進相コンデンサ	52F1C	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA
4	クレーン動力1次	52F3	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA
5	非常用プラント動力変圧器1次	52E1	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA
6	非常用建築動力変圧器1次	52E2	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA
7	非常用建築照明変圧器1次	52E3	三菱電機	VF-32GM-BZ	定格電圧/電流: 7.2kV/1,200A 定格遮断電流: 31.5kA

## 特高変圧器点検機器リスト

特高受電室 (1階)

No.	機 器 名	TAGNo.	製作会社	型 式	仕 様
1	受電用変圧器 (油入自冷式)	TR1	三菱電機	CR	相数容量: 3φ 15,000kVA、定格電圧1次/2次: 77,000V / 6,600V、使用タップ: 77,000V

## 高压変圧器点検機器リスト

変電室 (1階)

No.	機 器 名	TAGNo.	製作会社	型 式	仕 様
1	プラント動力変圧器	TR2	三菱電機	ES	相数容量: 3φ 3,000kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 420V、使用タップ: 6,600V
2	ごみクレーン動力変圧器	TR3	三菱電機	CV-FP	相数容量: 3φ 1,000kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 420V、使用タップ: 6,600V
3	建築動力変圧器	TR4	三菱電機	CV-FP	相数容量: 3φ 1,500kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 210V、使用タップ: 6,600V
4	建築照明変圧器	TR5	三菱電機	CV-FP	相数容量: 1φ 500kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 105V-210V、使用タップ: 6,600V
5	非常用プラント動力変圧器	TRE1	三菱電機	CV-FP	相数容量: 3φ 1,000kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 420V、使用タップ: 6,600V
6	非常用建築動力変圧器	TRE2	三菱電機	CV-FP	相数容量: 3φ 500kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 210V、使用タップ: 6,600V
7	非常用建築照明変圧器	TRE3	三菱電機	CV-FP	相数容量: 1φ 300kVA、定格電圧1次/2次: 6,600V / 105V-210V、使用タップ: 6,600V

高压回路絶縁抵抗測定リスト

No.	測定区分	測定場所	印加點
1	89R～TR1	RST (P) -E	TR1
2	TR1～52S	RST (S) -E	TR1
3	52S～6kV母線	R-E	52S
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	
4	52F1C～88C1・2・3・4・5・6・7	R-E	52F1C
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	
5	88C1～SC250kvar (SR30kvar)	RST-E	88C1
	88C2～SC250kvar (SR30kvar)		88C2
	88C3～SC250kvar (SR30kvar)		88C3
	88C4～SC250kvar (SR30kvar)		88C4
	88C5～SC250kvar (SR30kvar)		88C5
	88C6～SC250kvar (SR30kvar)		88C6
	88C7～SC250kvar (SR30kvar)		88C7
6	52F2～TR2	RST (P) -E (S)	52F2
7	52F3～TR3	RST (P) -E (S)	52F3
8	52F4～TR4	RST (P) -E (S)	52F4
9	52F5～TR5	RST (P) -E (S)	52F5
10	52B～6kV高压母線	R-E	52B
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	
11	52E1～26TRE1	RST (P) -E (S)	52E1
12	52E2～26TRE2	RST (P) -E (S)	52E2
13	52E2～26TRE3	RST (P) -E (S)	52E3
14	52F6M～88FDF1	R-E	52F6M
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	

No.	測定区分	測定場所	印加点
15	88FDF1～高压電動機	RST-E	88FDF1
16	52F7M～88SIDF1、他	RST-E	52F7M
17	88SIDF11～高压電動機	RST-E	88SIDF11
18	88VIDF1～1号VVVF	RST (P) -E (S)	88VFDF1
19	1号VVVF～88VIDF11	RST (P) -E (S)	1号VVVF
20	52F8M～88FDF2	R-E	52F8M
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	
21	88FDF2～高压電動機	RST-E	88FDF2
22	52F9M～88SIDF2、他	RST-E	52F9M
23	88SIDF21～高压電動機	RST-E	88SIDF21
24	88VIDF2～2号VVVF	RST (P) -E (S)	88VFDF2
25	2号VVVF～88VIDF21	RST (P) -E (S)	2号VVVF
26	89TG～52TG	R-E	89TG
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	
27	52TG～カービン発電機	RST-E	52TG
28	89EG～52EG	R-E	89EG
		S-E	
		T-E	
		R-S	
		S-T	
		T-R	
29	52EG～カスタービン発電機	RST-E	52EG
30	主変2次LA	R-E	52S
		S-E	
		T-E	

保護継電器試験機器リスト

中央制御室（2階）：特高受電・特高2次関係

No.	機 器 名	TAGNo.	製作会社	型 式	数 量	合計数量
1	過電流継電器	51R	三菱電機	CO-16I-D	3	7
		51S			2	
		51F			2	
2	地絡過電流継電器	51GR	三菱電機	LO-1E-D	1	1
3	地絡方向継電器	67GF	三菱電機	CWG-2B-D	1	1
4	比率差動継電器	87TR1	三菱電機	TUB-2-D	3	3
5	地絡過電圧継電器	64R	三菱電機	SEV-1B-D	1	2
		64F		CV-8-D	1	
6	不足電圧継電器	27F	三菱電機	CV-7-D	1	1
7	過電圧継電器	59F	三菱電機	CV-5-D	1	1
8	並列運転保護継電器①	27R	三菱電機	CPP1-A01D2	3	8
		67SR			3	
		95LR			1	
		95HR			1	
9	並列運転保護継電器②	27R1	三菱電機	CPP1-A01D2	3	4
		95LR1			1	

中央制御室（2階）：タービン発電機関係

No.	機 器 名	TAGNo.	製作会社	型 式	数 量	合計数量
1	複合型継電器	51TG	三菱電機	CPP1-A01D2	2	9
		67GTG			1	
		27TG			3	
		59TG			1	
		67MTG			1	
		95LTG			1	
2	比率差動継電器	87TG	三菱電機	CAG-D	3	3
3	直流継電器	64ETG	三菱電機	D-5-D	1	1
4	電圧平衡継電器	60TG	三菱電機	TVM-1-D	1	1
5	界磁喪失継電器	40TG	三菱電機	TZF-1-D	1	1

中央制御室（2階）：特高受電・高圧配電監視盤

No.	機 器 名	TAGNo.	電力監視盤表示	警 報	動 作 機 器
1	特高過電流	51R	特高過電流	ハベル	52R・52S
2	特高地絡過電流	51GR	特高地絡過電流	ハベル	52R・52S
3	特高地絡過電圧	64R	特高地絡過電圧	ハベル	52R・52S
4	(接点メック：10-20) 特高低電圧	27R	特高低電圧	ハベル	52R・52S
5	(接点メック：08-09) 特高過周波	95HR	特高過周波	ハベル	52R・52S
6	(接点メック：12-22) 特高低周波	95LR	特高低周波	ハベル	52R・52S
7	(接点メック：11-21) 特高短絡	67SR	特高短絡	ハベル	52R・52S
8	(接点メック：13-23) 上位変電所停電	67PR1	上位変電所停電	ハベル	52R・52S (※1)
9	特高Tr内部短絡	87TR1	特高Tr内部短絡	ハベル	52R・52S
10	特高Tr2次過電流	51S	特高Tr2次過電流	ハベル	52S
11	6.6kV母線低電圧	27F	6.6kV母線低電圧	ハベル	52F1C
12	6.6kV母線過電圧	59F	6.6kV母線過電圧	ハベル	52F1C
13	6.6kV母線地絡過電圧	64F	6.6kV母線地絡過電圧	ハベル	-----
14	八尾市処理場過電流	51F	八尾市処理場過電流	ハベル	52F
15	八尾市処理場地絡	67GF	八尾市処理場地絡	ハベル	52F (※2)
備考					
※1 and [95LR1 (接点メック：12-22) or 27R1 (接点メック：10-22) ]					
※2 and 64F					

試験方法：機器名の条件を動作させる模擬信号を送り、  
「電力監視盤表示」、「警報」、「動作機器」が動作をするか確認する

## 標準仕様書

## 第1章 総則 一般

## 1-1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、委託により実施する本組合所轄の設備等の維持管理に係る各種の業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は標準業務委託の仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従う。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

## 1-2 提出書類

本組合に提出する書類は、「大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表（以下、「提出書類一覧表」という。）」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

## 1-3 業務責任者等

受注者は、業務責任者のほか、諸法規等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、履行中その者を所定の業務に従事させなければならない。

## 1-4 業務責任者等の証明について

- (1) 本業務委託において、業務責任者については、直接的な雇用関係にある自社社員でなければならない。
- (2) 上記を確認するため、「提出書類一覧表」に記載の「受注者に所属することを証する書類」届出書（当初・変更）」に、公的に雇用関係を証するものの写しを添付し、期限内に提出する。

## （公的書類例）

- ・ 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・ 標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険における被保険者証
- ・ 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・ 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類

- (3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

## 1-5 関係法規等の遵守

受注者は、業務履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法その他関係法規を遵守する。

## 1-6 官公署等への手続

受注者は、業務履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続を、遅滞なく処理する。

## 1-7 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本組合の就業規則により定められた就労時間を原則とする。

- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要のある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 1-8 事故防止

- (1) 受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- (2) 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び監督職員に連絡し、その指示を受ける。

#### 1-9 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたる。
- (2) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓について注意する。

#### 1-10 損害賠償

- (1) 業務の不完全、作業の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、すべて受注者の負担と責任において損害賠償を行う。
- (2) 業務作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたる。

#### 1-11 業務委託写真

受注者は、業務写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は、監督職員が指示する。

#### 1-12 業務委託報告書

受注者は、業務内容、測定記録、試運転結果並びに考察を業務委託報告書としてとりまとめ、監督職員に提出する。

#### 1-13 検査

業務が完了したときは、改めて本組合関係者及び受注者立会いのうえ、完了検査を行う。

## 第2章 現場作業一般事項

### 2-1 機器の運転、停止等

設備機器の運転、停止操作は、原則として本組合が行うか又は監督職員の承諾を得て受注者が行う。

### 2-2 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物等を損傷(塗装を含む)した場合は、監督職員の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

### 2-3 電力、水道水等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本組合が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。

なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者と打合わせのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行う。
- (2) 作業用電気は、指定する最寄差込コンセントより取出し、漏電遮断器付作業用コードリール等の中継して使用する。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し、使用機器類等と中継する。電気の取出し又は取り外しは電気工事士の資格を有する者が行う。  
また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。
- (4) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものを使用することとし、必ずD種接地(アース)を施す。

### 2-4 あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

### 2-5 その他

作業の細部に関しては、監督職員と協議のうえ実施する。

## 第3章 安全管理

### 3-1 一般事項

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守する。

### 3-2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

- (1) 連絡体制
- (2) 資格を必要とする作業
  - ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏症等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）
  - イ クレーン（玉掛けを含む）作業
  - ウ 溶接作業
  - エ 足場組立作業
  - オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業
- (3) 作業場所の区分
  - ア 維持管理範囲と輻湊する場所
  - イ 維持管理用通路の確保
  - ウ 資材置場
- (4) 危険作業における安全措置
  - ア 高所作業
  - イ 上下作業
  - ウ 電気事故防止
  - エ 安全標識
  - オ 保護具の着用
- (5) 仮設作業における安全措置
  - ア 作業用足場
  - イ 仮設配線、配管
  - ウ トラック、クレーン等
- (6) 防火管理、喫煙場所の指定
- (7) 交通安全

## コンプライアンスに係る特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### (不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課  
(連絡先：06-6630-3185)

(発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者)

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

## 【 再委託に係る特記仕様書 】

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 自家用電気工作物点検及び報告

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

# 大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】

（令和6年4月1日 改正）

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく		様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	業務責任者通知書	1	契約締結後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。	様式-3
4	業務責任者変更通知書	1	変更後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-4
5	業務責任者経歴書 (当初・変更)	1	様式-3及び様式-4提出時	仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-5
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	様式-3及び様式-4提出時	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
7	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
8	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成	※
9	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託させようとするとき	【共通】 業務委託契約書第16条第2項による。	様式-16
10	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後遅滞なく	【共通】 業務委託契約書第16条第3項による。	様式-17
11	業務計画書	1	契約締結後15日以内	業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。	様式-18
12	業務打合せ書	1	打合せの都度	業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容をとりかわす書面。	様式-19
13	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
14	貸与品返納書	1	貸与品返納日	業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
15	事故報告書	1	事故発生後速やかに	業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。	様式-24
16	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	業務委託契約書第28条による。	様式-25
17	部分払(第回中間)検査願	1	出来高基準年月日以降(検査希望日の10日前)	業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希望する場合。	様式-29
18	業務完了通知書	1	業務完了の日	業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
19	業務成果引渡書	1	引渡しの日	業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを行うとき。(※検査合格日)	様式-32
20	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する	様式-34
21	請求書	1	検査合格後速やかに	業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に基づき請求する場合。	様式-35

◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

八尾工場自家用電気工作物点検業務委託

明 細 書

委託費総額 —

---

委託価格 —

---

消費税及び地方消費税額 —

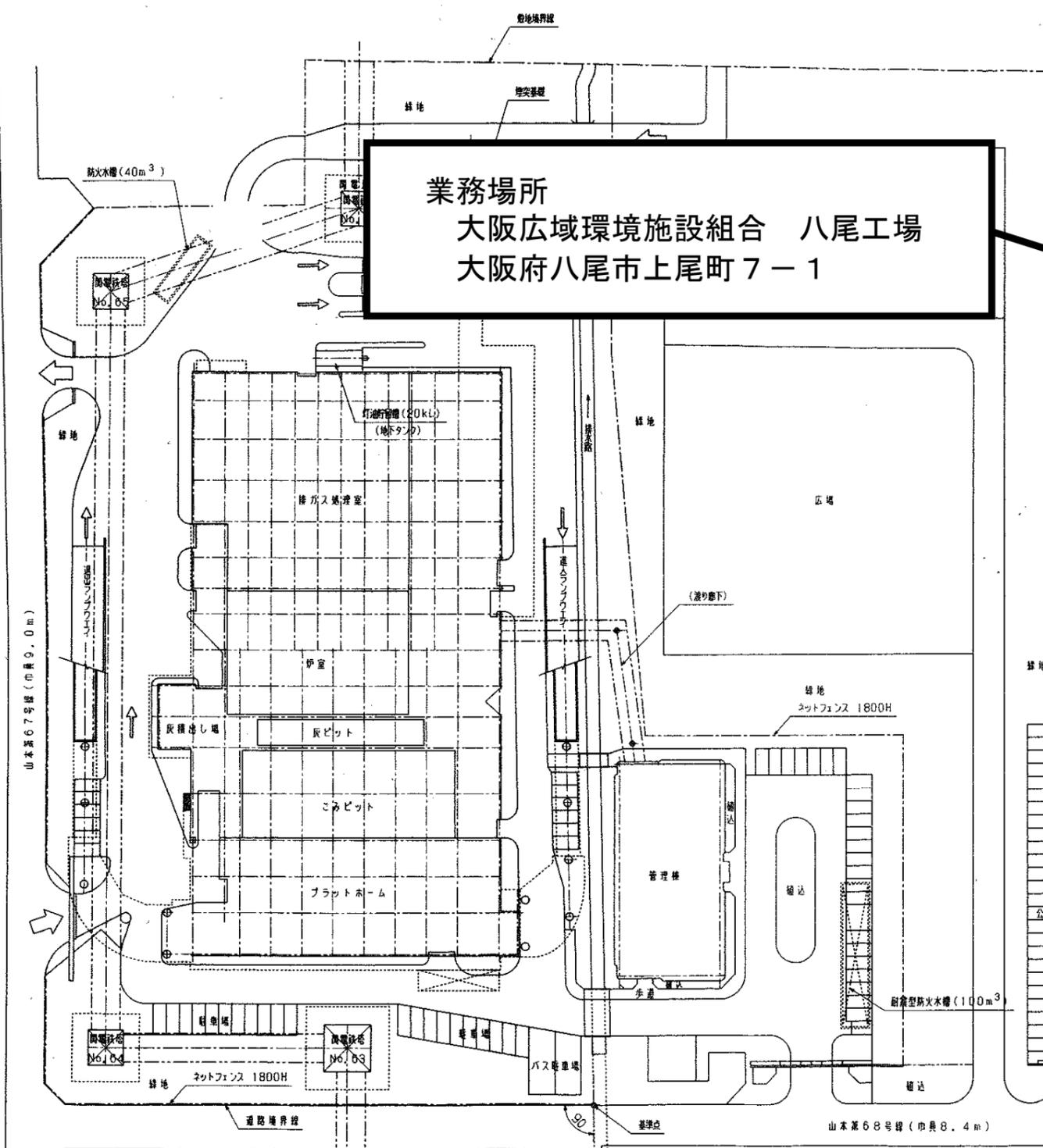
---

# 内 訳 書

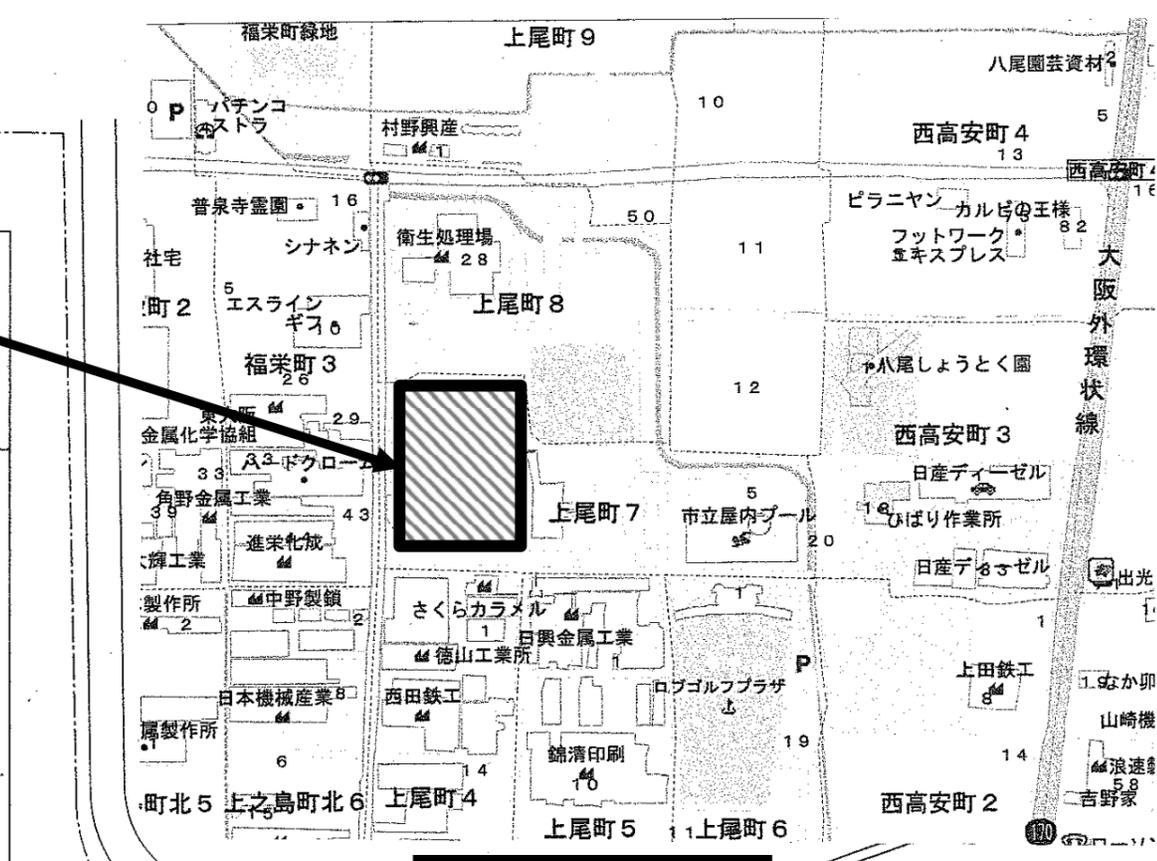
(単位：円)

名 称	摘 要	数 量	単 価	金 額	備 考
＜ 1 ＞真空遮断器 (VCB) 点検・清掃					
真空遮断器点検・清掃	真空バルブ測定試験含む	7 台			52F9M, 52F, 52F1C, 52F3, 52E1, 52E2, 52E3
＜ 2 ＞変圧器点検・清掃					
特高変圧器点検・清掃	絶縁油試験含む	1 台	—		3φ15, 000KVA
高圧変圧器点検・清掃		7 台			
＜ 3 ＞高圧回路絶縁抵抗測定					
高圧回路絶縁抵抗測定		1 式	—		
＜ 4 ＞保護継電器作動試験					
1) 特高受電・特高2次関係保護継電器動作試験					
過電流継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	7 台			51R×3, 51S×2, 51F×2
地絡過電流継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	1 台	—		51GR
地絡方向継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	1 台	—		67GF
比率差動継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	3 台			87TR1×3
地絡過電圧継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	2 台			64R, 64F
不足電圧継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	1 台	—		27F
過電圧継電器試験	単体試験及び遮断器連動試験	1 台	—		59F
並列運転保護継電器①試験	単体試験及び遮断器連動試験	1 式	—		27R×3, 67SR×3, 95LR, 95HR
並列運転保護継電器②試験	単体試験及び遮断器連動試験	1 式	—		27R1×3, 95LR1
2) タービン発電機関係保護継電器動作試験					
複合型継電器試験	単体試験	1 式	—		51TG×2, 67GTG, 27TG×3, 59TG, 67MTG, 95LTG
比率作動継電器試験	単体試験	3 台			87TG×3
直流継電器試験	単体試験	1 台	—		64ETG
電圧平行継電器試験	単体試験	1 台	—		60TG
界磁喪失継電器試験	単体試験	1 台	—		40TG
試験・仮設電源費		1 式	—		
報告書作成費		1 式	—		
小 計					
諸経費		1 式	—		
委託価格					
消費税及び地方消費税額					
委託費総額					

業務場所  
大阪広域環境施設組合 八尾工場  
大阪府八尾市上尾町7-1

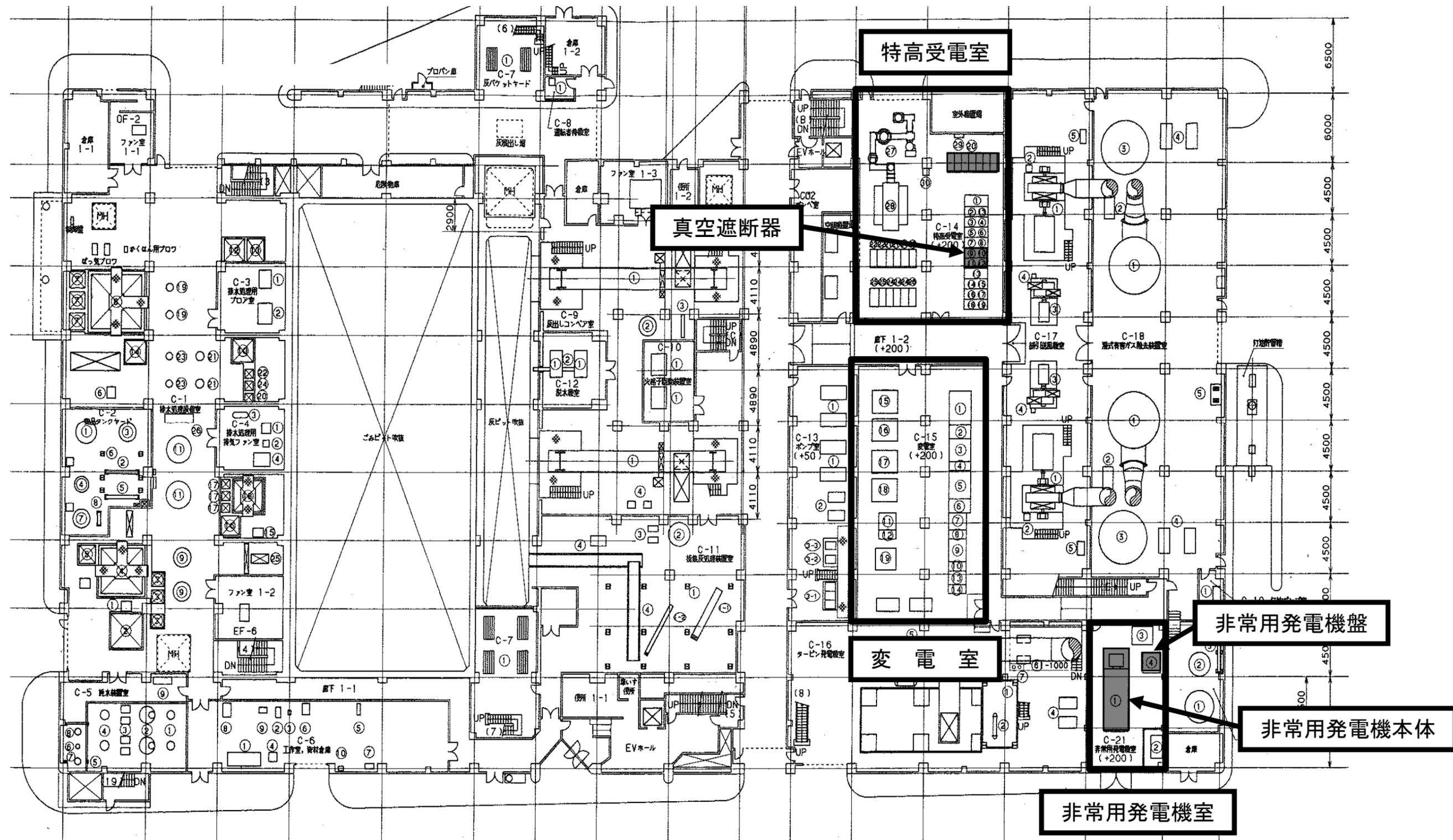


配置図



付近見取図

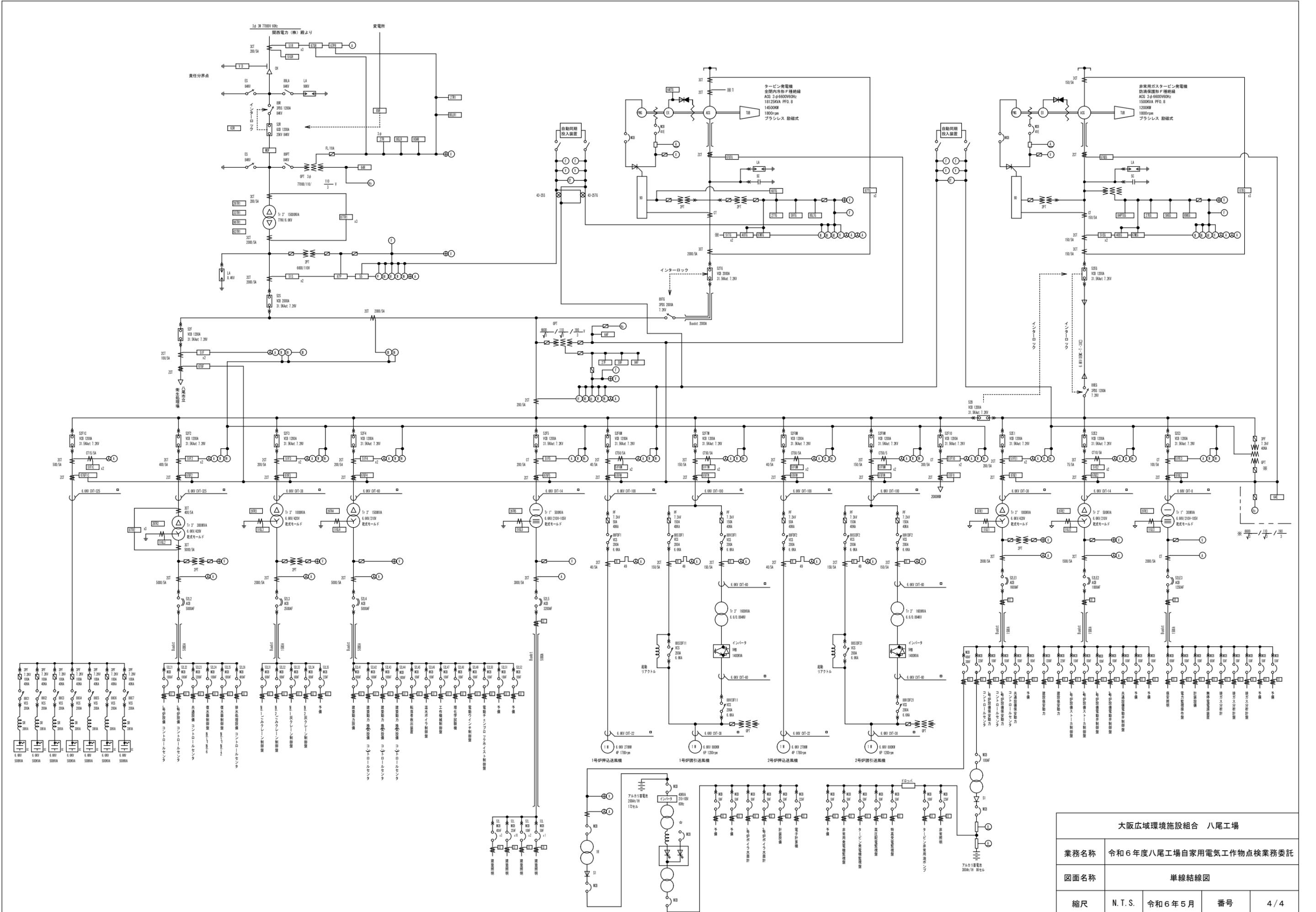
大阪広域環境施設組合 八尾工場				
業務名称	令和6年度八尾工場自家用電気工作物点検業務委託			
図面名称	付近見取図・配置図			
縮尺	N. T. S.	令和6年5月	番号	1/4



大阪広域環境施設組合 八尾工場

業務名称	令和6年度八尾工場自家用電気工作物点検業務委託		
図面名称	1階平面図		
縮尺	N. T. S.	令和6年5月	番号 2/4





大阪広域環境施設組合 八尾工場				
業務名称	令和6年度八尾工場自家用電気工作物点検業務委託			
図面名称	単線結線図			
縮尺	N. T. S.	令和6年5月	番号	4 / 4